

川崎市生活支援機器・施設内支援機器等モニター評価等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市ウェルフェアイノベーションフォーラム参画者に対し、福祉課題の解決に資する生活支援機器や施設内支援機器などの製品・サービス（以下、「製品・サービス」という。）の新たな創出と活用を促すモニター評価等の環境を整備することで、本市が進める産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造することを基本目標とするウェルフェアイノベーションの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) モニター評価等支援事業所 以下の第2号から第4号に掲げるいずれかの事業を実施する、市内に事業所を有する、介護福祉サービスを提供する事業所、医療機関、医療福祉関係団体、商店街、商業施設、ホテル、スポーツ施設、又は市内イベント主催者等
- (2) 開発準備段階でのアドバイス支援事業 開発コンセプトの段階や開発途中にある製品・サービスについて、本市がコーディネートすることにより、モニター評価等支援事業所に所属する専門職や当事者およびその支援者等からアドバイスするもの
- (3) 試作段階でのモニター調査支援事業 試作段階の製品・サービスについて、本市がコーディネートすることにより、モニター評価等支援事業所にてモニター調査をするもの
- (4) 活用段階での価値創造支援事業 商品化された製品・サービスについて、より多くの方の試用につなげることで活用による新たな価値の可能性を検討するため、本市がコーディネートすることにより、モニター評価等支援事業所にてモニター評価をするもの

(モニター評価等支援事業所の登録)

第3条 市長は、モニター評価等支援事業所を募集し、対象となる事業所からの申請に基づき登録するものとする。登録は、法人単位、事業所単位のいずれかによるものとし、法人単位での申込みにあたっては、事業実施可能な事業所の情報についても合わせて登録するものとする。

(禁止行為)

第4条 モニター評価等支援事業所は、次に掲げる行為またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法律条例に反する行為
- (3) 他のモニター又は第三者を中傷、誹謗する行為
- (4) 当該事業の運営を妨害する行為
- (5) 不正回答をする行為

(モニター評価等支援事業所の登録抹消)

第5条 モニター評価等支援事業所が登録の抹消を希望するときは、市の指定する所定の手続により届け出るものとする。

- 2 市長は、モニター評価等支援事業所の承諾の有無に関わらず、前条の規定に違反した場合にモニター登録を抹消することができるものとする。

(開発準備段階でのアドバイス支援)

第6条 開発準備段階でのアドバイス支援を受けようとするものは、別に定める方法により、本市に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請に基づき、ウェルフェアイノベーションフォーラム実施要綱第5条に基づくアドバイザー機関からの意見聴取結果を踏まえ、実施の可否を決定するとともに、実施の際は、モニター評価等支援事業所から実施機関を選出する。
- 3 対象となる製品・サービスにかかる産業財産権については、申請者が権利保護等の処置を講じる。
- 4 アドバイス支援の実施により新たに生じた産業財産権の帰属については、申請者とモニター評価等支援事業所の間で協議する。
- 5 市長は、モニター評価等支援事業所が行なった実施結果の詳細な報告を求めることができる。

(試作段階でのモニター調査支援事業)

第7条 試作段階でのモニター調査支援を受けようとするものは、別に定める方法により、本市に申請するものとする。

- 2 試作段階でのモニター調査支援事業の対象は、川崎市ウェルフェアイノベーションフォーラムの運営に関する要綱第6条に基づくプロジェクトに位置付けられた開発中の試作段階のものとする。
- 3 市長は、前項の申請に基づき、ウェルフェアイノベーションフォーラム実施要綱第5条に基づくアドバイザー機関からの意見聴取結果を踏まえ、実施の可否を決定するとともに、実施の際は、モニター評価等支援事業所から実施機関を選出する。
- 4 市長は、モニター調査の実施にあたり、前項に基づく申請者において倫理審査委員会の設置がない場合に限り、必要に応じて倫理審査委員会を開催する。倫理審査委員会に関する規定は別途定めるものとする。
- 5 対象となる製品・サービスにかかる産業財産権については、申請者が権利保護等の処置を講じる。
- 6 モニター調査の実施により新たに生じた産業財産権の帰属については、申請者とモニター評価等支援事業所の間で協議する。
- 7 市長は、モニター調査の実施にあたり、損害賠償の責を負わない。また、事業実施により発生した交渉、取引等に関しても、市長はその責を追わない。
- 8 市長は、モニター調査支援事業を行うにあたって生じうる開発者とモニター評価等支援事業所が被った損害に対応するため、両者間で必要に応じて覚書を交わすことを助言するものとする。
- 9 市長は、モニター評価等支援事業所が行なった実施結果の詳細な報告を求めることができる。

(活用段階での価値創造支援事業)

第8条 活用段階での価値創造支援を受けようとするものは、別に定める方法により、本市に申請するものとする。

- 2 活用段階での価値創造支援事業の対象は、以下のいずれかに掲げるものとする。
 - (1) かわさき基準認証福祉製品
 - (2) ウェルフェアイノベーションプロジェクト対象製品・サービス
 - (3) 市内企業の製品・サービスで、ウェルフェアイノベーションの推進に資するものと市長が認めるもの
- 3 市長は、前項の申請に基づき、本市ホームページ上にて情報を公開するとともに、モニター評価等支援事業所へ情報を共有するものとする。
- 4 対象となる製品・サービスにかかる産業財産権については、申請者が権利保護等の処置を講じる。

- 5 活用段階での価値創造支援の実施により新たに生じた産業財産権の帰属については、申請者とモニター評価等支援事業所の間で協議する。
- 6 市長は、活用段階での価値創造支援の実施にあたり、損害賠償の責を負わない。また、事業実施により発生した交渉、取引等に関しても、市長はその責を追わない。
- 7 市長は、活用段階での価値創造支援事業を行うにあたって生じうる申請者とモニター評価等支援事業所が被った損害に対応するため、両者間で必要に応じて覚書を交わすことを助言するものとする。
- 8 市長は、モニター評価等支援事業所が行なった実施結果の詳細な報告を求めることができる。

(庶務)

第9条 この要綱の実施に関する事務は、経済労働局イノベーション推進室にて処理する。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済労働局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。